



千葉市は特区民泊経営者を支援します！



市の取組み

千葉市観光プロモーション課 平成30年9月

◆目的

千葉市は、若葉区・緑区の自然豊かな内陸部の地域活性化を図るため、グリーンツーリズムの推進に取り組んでいます。この若葉区・緑区エリアの一部を特区民泊の対象区域とし、宿泊施設の整備を促すとともに、合わせて魅力ある観光施設を紹介することで、市外からより多くの観光客を集客し、滞在型余暇活動(宿泊を伴う観光)の充実につなげます。

◆特区民泊制度とは？

特区民泊とは、国家戦略特別区域法に基づいた旅館業法の特例制度のことをいいます。

本来、旅館業法に基づく宿泊業では許可が必要ですが、特区民泊制度に基づくことで、一般住居(空家等)でも営業が可能となります。

《宿泊制度の比較》

	特区民泊	住宅宿泊事業(民泊新法)	旅館業(簡易宿所)
行政への手続	認定(市)	届出(県)	許可(市)
実施地域	若葉区、緑区	全市	全市
建物用途	住宅、長屋、共同住宅	住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎	ホテル・旅館
営業日数上限	なし	180日	なし
宿泊日数制限	2泊3日以上	なし(1泊からOK)	なし(1泊からOK)
フロント設置	なし	なし	必要(宿泊者の確認を適切に行う設備も可)

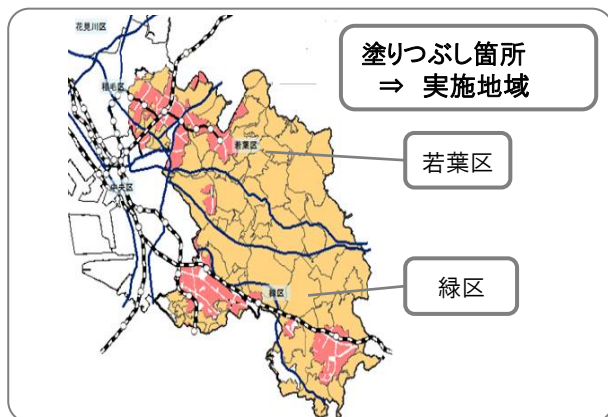
◆実施地域

・住居専用地域

- 第一種、第二種低層住居専用地域
- 第一種、第二種中高層住居専用地域

・市街化調整区域

- ※諸法令及び都市計画の制限を受ける場合があります。
- ※詳しくはお問い合わせください。



◆千葉市特区民泊PRページ

・詳細はコチラ⇒

千葉市 特区民泊



特区民泊第1号認定施設が好調！

◆Zoo House(ズーハウス)

平成30年4月25日、若葉区源町の『Zoo House』が千葉市の特区民泊施設第1号としてオープンしました。



◆宿泊利用実績 ※8月末時点

オープン以降、宿泊利用者が順調に伸びており、既にピーターの方もいらっしゃいます。

延べ宿泊者数 ⇒ 252人泊 (人数×宿泊日数)

稼働率 ⇒ 6月 約63%、7月 約81%、8月 約58%

Zoo Houseホームページは
コチラ⇒
<http://zoohouse-chiba.com/>





千葉市特区民泊施設の環境整備促進事業補助金のご案内

◆目的

千葉市では、特区民泊施設の開設に要する経費を補助することで、特区民泊認定施設数の増加を促しています。

◆補助対象となる経費

1 施設の案内表示、室内設備の利用案内等の多言語対応 2 パンフレット、ホームページ等の広報物の多言語対応 3 居室内のWi-Fi整備 4 消防設備の整備 (自動火災報知設備、誘導灯スプリンクラー設備の整備等) 5 非常用の照明装置の設置 6 衛生設備の整備 (塩素滅菌器の整備)	7 千葉市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱第3条における補助対象地域で、要綱第4条における補助対象者に該当しない合併処理浄化槽の設置 8 空調設備 9 都市計画法等の設計図書作成経費 10 特区民泊宿泊に供する備品 (取得価格2万円以上) 11 特区民泊施設滞在者が利用するための自転車 12 その他、市長が受入対応の強化のために必要と認める事業
--	--

◆補助金額

- ・補助対象経費の2分の1以内
- ・1事業者に対する補助金の上限は30万円


◆補助対象者

以下に該当する個人・団体で、上記 1～12の経費を、自らの費用負担で実施する者
 ① 市内の特区民泊施設における特定認定を受けた方、② これから特定認定を受けようとする方

◆申請期間

平成30年10月1日(月)～平成30年12月25日(火) ※必着
 審査方法 書類及び面接審査 ※結果通知 平成31年1月中旬

◆提出書類

<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書 ・事業計画書 ・見積書(2社以上) ・補助事業内容が確認できる書類 (仕様書、図面、工程表、補助対象経費の積算が確認できる書類等) ・特区民泊施設の特定認定を受けた書類の写し(※既認定者のみ) ・要件確認申立書 ・補助金の交付要件に関する申立書 	<p>書類(申請様式)は、千葉市観光プロモーション課及び 若葉区・緑区地域振興課の窓口にごさいますのでお立ち寄りください。</p> <p>書類は観光プロモーション課ホームページからダウンロードできます</p>  <p>千葉市 特区民泊補助</p>
--	--

◆よくある質問

質問	回答
年間営業日数に上限はあるのか？	年間営業日数に制限はありません。(ただし1利用2泊3日以上以上の宿泊が必要です)
施設の周辺地域住民への説明では同意が必要ですか。	周辺地域住民への事前説明は必ず必要となりますが、同意を求めるものではありません。また地域の住民からの問合せには、適切に対応していただく必要があります。
共同住宅一棟のうち、複数の空き部屋で認定を受けることは可能か。	同一建物内で同一事業者による申請の場合は、1つの申請で複数の空部屋を利用した認定を取得することが可能です。



問い合わせ先

環境整備促進事業補助金に関すること	特区民泊施設の認定申請に関すること	国家戦略特区制度に関すること
観光プロモーション課 電話043-245-5066 FAX043-245-5334 promotion.EAE@city.chiba.lg.jp	保健所環境衛生課 電話043-238-9939	国家戦略特区推進課 電話043-245-5346

特区民泊について知りたいことがあれば、ぜひ、お気軽にお問合せください。



加曾利貝塚PR大使
かそりーぬ